

# 美祢市妊婦のための支援給付（妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業）事業開始：令和7年4月1日

令和7年4月1日から妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。美祢市では妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

これに伴い現行の出産・子育て応援給付金事業は妊婦のための支援給付に移行します。

## ★事業の内容★

### ○伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）

面談の時期	面談実施者
① 妊娠届出時	保健師
② 妊娠7か月面接	
③ こんにちは赤ちゃん訪問時	

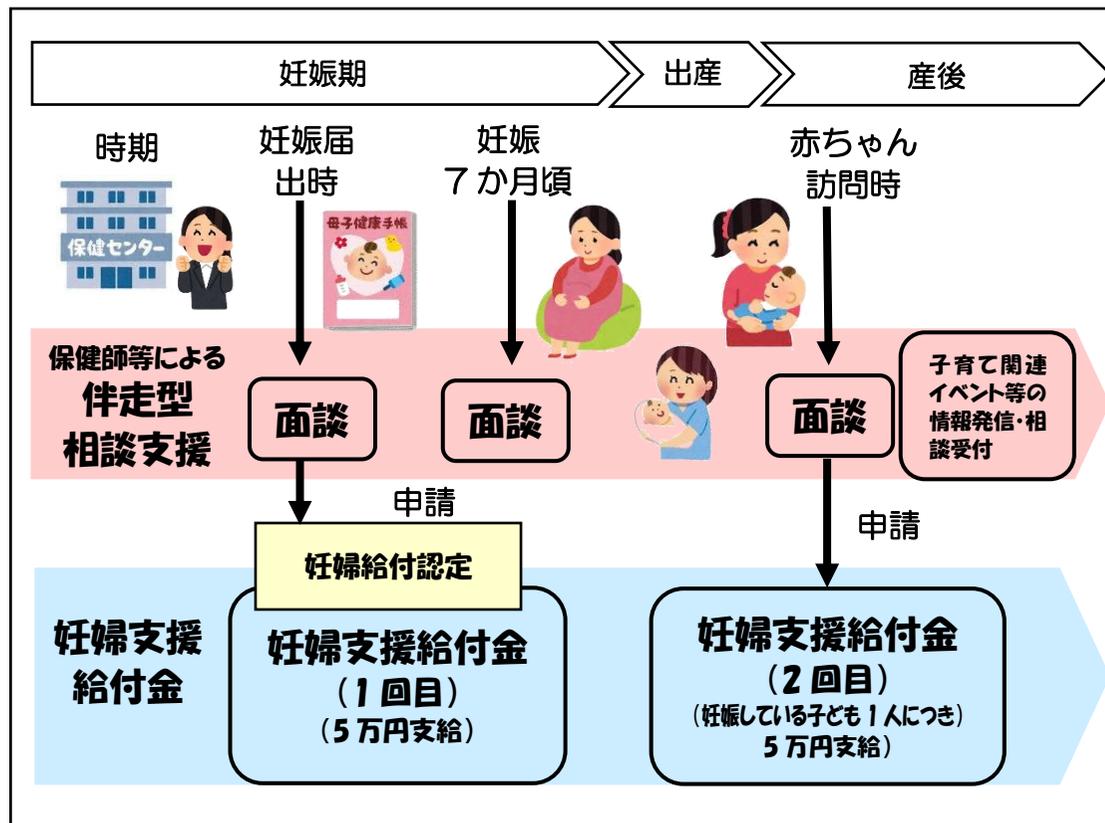
### ○妊婦支援給付金（妊婦のための支援給付）

	1回目（妊娠期）	2回目（子育て期）
支給対象	妊娠の届出をした妊婦 ※妊娠届出前に流産や人工妊娠中絶、死産された方も対象となります (申請方法等はお問合せください)	
支給金額	妊婦1人につき5万円	妊娠している子ども1人につき5万円
申請時期	妊娠届出後 (妊娠届出の際に手続きを案内します)	出生後 (こんにちは赤ちゃん訪問の際に手続きを案内します)
申請期限	医療機関で胎児心拍が確認された日から2年	出産予定日の8週間前から2年（流産・死産等の場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日から2年以内）
支給方法	指定の口座に振込 ※支給対象者（妊婦本人）の口座に限ります	

※令和7年4月1日以降に出産し、妊婦給付認定の申請をしていない方は妊婦給付認定の申請が必要です。

他の市町村で妊婦支援給付金（1回目）をすでに受けている場合であっても、美祢市での妊婦給付認定の申請が必要です。

## ★事業イメージ★



<問合せ先>

美祢市市民福祉部健康増進課 TEL 0837-53-0304